

# 第6号 わたSHIGA輝く国スポ 近江八幡市輸送交通計画等策定業務委託仕様書

## 1 業務名称

第6号わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市輸送交通計画等策定業務委託

## 2 目的

令和7年度に開催されるわたSHIGA輝く国スポ本大会の近江八幡市開催競技会場には、選手・監督、役員、一般観覧者等多数の来場者が見込まれる。大会を成功させるためには、これらの来場者の輸送を限られた時間内で安全・確実かつ円滑に行うことが必要であり、そのための計画を策定することを目的とする。

## 3 対象競技

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市開催競技のうち、輸送計画等を策定するものは次の競技とする。

- (1) バレーボール (少年男子)
- (2) ハンドボール (少年男子・少年女子)
- (3) 軟式野球 (成年男子)
- (4) トライアスロン (成年男子・成年女子)

## 4 業務場所

近江八幡市内他

(詳細については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会(以下「近江八幡市実行委員会」という。)と受注者で協議のうえ決定する。)

## 5 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)までとする。ただし、令和6年9月20日(金)までに、令和7年度の輸送実施運営等業務に係る概算経費について報告すること。

## 6 業務内容

対象競技に係る輸送計画等は、以下のとおり策定するものとする。

- (1) 事前調査及び設定に関すること
  - ア 輸送計画策定に関連する各種団体からの要望事項、大会運営に影響を及ぼすイベント開催状況、道路状況等の必要な情報を調査し、各種計画に反映させる。
  - イ 輸送経路、距離、所要時間、配車地等の諸条件を整理する。
  - ウ 競技会場、練習会場、宿舎、乗降場設置候補地、選手・監督等の指定集合地候補地、待機場等を調査・検討し、輸送経路や乗降場利用計画図等を作成する。
- (2) 輸送計画に関すること
  - ア 輸送手段ごとに必要性を調査・検討し、必要に応じて輸送計画を策定する。
    - (a) 計画バス及びチームごとのバス輸送に関すること。
    - (b) シャトルバス輸送に関すること。

- (c) パーク&バスライド輸送に関すること。
- (d) タクシー輸送に関すること。
- (e) 学校観戦バス輸送に関すること。
- イ 路線バスの増発対応が必要な場合は、関係機関と調整し、計画を策定する。
- ウ 各競技の特性を考慮に入れ、選手・監督並びに役員等及び観覧者（一般、学校観戦）の輸送方法を設定する。
- エ 各競技間での輸送方法を考慮した効率的な乗降計画・運行スケジュールを作成し、過不足のないよう必要バス台数等を精査する。
- オ 配宿の臨時変更への対応策を検討する。
- カ バス試走調査を実施し、実際の運行に支障がないか確認する。併せて、問題点を整理し、改善方法を検討する。
- (3) 輸送運営に関すること
  - ア 輸送運営計画の策定
    - (a) 近江八幡市で開催される各競技の特性を考慮し、輸送に関する必要業務を検討、整理する。
    - (b) 指示系統を整備し、運営管理体制を確立する。
    - (c) 輸送に関する必要備品等を検討、整理する。
    - (d) 円滑な計画輸送の実施及び事前準備を行うために、令和7年度には輸送センターを設置するため、その業務内容を検討し、運用計画を策定する。また、設置場所を選定し、レイアウト図、必要備品一覧、設置及び撤去方法等を作成する。
  - イ 運行管理要員計画の策定
    - (a) 運行管理要員の配置箇所等を検討し、図面を作成する。
    - (b) 指示系統を整備し、運行管理体制を確立する。
    - (c) 業務内容を検討し、業務マニュアルを作成する。
- (4) 警備員配置計画に関すること
  - 警備員配置計画を策定する。
  - ア 警備員の配置箇所等を検討し、図面を作成する。
  - イ 指示系統を整備し、警備体制を確立する。
  - ウ 業務内容を検討し、業務マニュアルを作成する。
  - エ 警備地内において事故が発生した場合等、想定される緊急事案発生時の対応及び連絡体制の計画を作成する。
- (5) 交通対策に関すること
  - ア バス、タクシーの誘導動線を検討する。
  - イ 事故、渋滞等の緊急時の対応策を検討し、マニュアルを作成する。
  - ウ 車両ステッカー（バスID、車両ステッカー、バスマスク）の必要数及び配布・運用方法を提示する。
  - エ 突発的な故障や事故により運行車両が走行困難になった場合等、想定される緊急事案発生時の対応及び連絡体制の計画を作成する。
  - オ 車両、徒歩移動者等に対する交通の円滑化を図るため、誘導看板等の設置箇所、表示内容等を検討し、図面を作成する。
  - カ 誘導看板等を設置するために必要な許可手続き等に係る資料（設置箇所の写真、

設置イメージ図等)を作成する。

キ 円滑な輸送・交通を実施するため必要と認められる場合、交通規制・通行自粛を含めた交通混雑緩和計画を提案する。

(6) 駐車場に関すること

持込車両・参加想定人数・来場者数などを勘案し、大会関係者及び一般来場者の輸送に必要な駐車場(待機場含む)を検討し、駐車場利用計画図を作成する。あわせて、駐車許可証の発行・運用方法を提示する。

(7) 来会意向調査票の作成

競技ごとの特性を踏まえ、調査項目を検討する等必要な準備を整え、来会意向調査票を作成すること。

(8) 関係機関との調整

関係機関と連絡を密にし、必要に応じて打合せ・協議を行うなど業務全般の調整を行うこと。また、打合せ・協議・調整に係る資料を作成し、報告すること。

(9) 各種費用の積算に関すること

本大会輸送実施運営業務に係る見積を作成する。

ア 輸送手段等調達費用

イ 運行管理要員の配置・管理費用(含必要備品)

ウ 輸送センターの設置・運営費用(含必要備品)

エ 看板作成・設置・撤去費用

オ 新たな企画提案等がある場合は、その実費費用

## 7 市民等への対応

受注者は、屋外で行う調査業務等の実施にあたっては、市民等からの質問、疑義に関する説明を求められた場合は、近江八幡市実行委員会に連絡したうえで、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

## 8 土地の立入り等

受注者は、屋外で行う調査業務等を実施するため、公有地又は私有地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、近江八幡市実行委員会が当該所有者の承諾を得るものとする。この場合において、近江八幡市実行委員会の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

## 9 近江八幡市実行委員会との協議・調整

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者または業務担当者と近江八幡市実行委員会は密接に連絡をとり、業務の方針及び条件等の協議・調整を図るものとする。受注者は、必ず打合せ記録簿を作成し、近江八幡市実行委員会と相互に確認する。

## 10 提供資料

- (1) わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市輸送交通基本計画
- (2) わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市輸送交通実施要項
- (3) 競技別競技会場、練習会場一覧
- (4) 国スポ本大会選手・監督・役員等競技別参加想定数一覧

(5) その他

その他、本業務を遂行するにあたり、必要な資料は可能な範囲において提供する。  
なお、提供された資料については、本業務の終了後、速やかに近江八幡市実行委員会に返却するものとする。

## 11 提出書類等

受注者は、次の書類等を近江八幡市実行委員会に提出しなければならない。各書類の提出期限については、近江八幡市実行委員会が指定した日とする。

- (1) 業務工程表
- (2) 業務着手通知書
- (3) 業務主任技術者選任通知書
- (4) わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市輸送交通計画等策定業務最終成果品

ア 報告書類

- (a) 輸送経路図〔6(1)ウ参照〕
- (b) 乗降場利用計画図〔6(1)ウ参照〕
- (c) 輸送計画書〔6(2)参照〕
- (d) 輸送運営指示系統図〔6(3)ア(b)参照〕
- (e) 輸送運営必要備品一覧〔6(3)ア(c)参照〕
- (f) 輸送センター運営計画書(設置及び撤去含む)〔6(3)ア(d)参照〕
- (g) 輸送センターレイアウト図〔6(3)ア(d)参照〕
- (h) 輸送センター必要備品一覧〔6(3)ア(d)参照〕
- (i) 運行管理要員配置図〔6(3)イ(a)参照〕
- (j) 運行管理指示系統図〔6(3)イ(b)参照〕
- (k) 運行管理業務マニュアル〔6(3)イ(c)参照〕
- (l) 警備員配置図〔6(4)ア参照〕
- (m) 警備指示系統図〔6(4)イ参照〕
- (n) 警備業務マニュアル〔6(4)ウ参照〕
- (o) 車両誘導計画図〔6(5)ア参照〕
- (p) 輸送緊急時対応マニュアル〔6(4)エ、6(5)イ・エ参照〕
- (q) 誘導看板等設置計画図〔6(5)オ参照〕
- (r) 誘導看板等設置資料〔6(5)カ参照〕
- (s) 駐車場利用計画図〔6(6)参照〕
- (t) 来会意向調査票〔6(7)参照〕
- (u) 本大会輸送実施運営業務に係る積算書〔6(9)参照〕
- (v) 報告書原稿2部

イ 報告書データ CD-R 1枚

ウ 提出期限 令和7年3月21日(金)

- (5) 業務完了報告書
- (6) 令和7年度当初予算要求に係る書類

ア 提出物

- (a) 令和7年度本大会輸送実施運営業務に係る概算経費
- (b) 令和7年度バス・タクシー借上料見積書

- イ 提出期限 令和6年9月20日（金）  
(7) その他近江八幡市実行委員会が指示する書類等

## 12 適用

### (1) 範囲

本仕様書では、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項で業務上必要な事項は、近江八幡市実行委員会と協議のうえ、受注者の責任において誠実に実行すること。

### (2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、近江八幡市実行委員会と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、近江八幡市実行委員会と十分に協議し業務を遂行すること。

## 13 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

## 14 再委託等

受託者は、本業務の全部を再委託することはできない。また、本業務の一部を再委託する場合は、近江八幡市実行委員会の承認を受けること。

## 15 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

## 16 その他

成果品の著作権及びその他いかなる権利も、すべて発注者である近江八幡市実行委員会に帰属し、データの改変及び2次利用に対し、いかなる意義も唱えることはできない。また、成果品の引渡し前であっても、業務上必要な範囲において報告された計画書等を使用する場合がある。